

厚生年金保険・国民年金事業の概況
(令和 5 年 11 月現在)

この統計では基本的に、被用者年金一元化により新たに厚生年金保険の適用対象となった、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団の情報を含まない。

1. 総括

(1) 適用状況

○ 令和5年11月末の国民年金と厚生年金保険（第1号）の被保険者数は、6,295万人であり、前年同月に比べて、1万人（0.0%）増加している。

表 1 制度別適用状況

	事業所数	被保険者数(人)			標準報酬月額 の平均 (円)
		総数	男子	女子	
厚生年金保険（第1号）	2,759,389	42,265,027	25,253,309	17,011,718	325,894
船員以外	2,755,376	42,213,458	25,201,740	17,011,718	325,760
一般男子	・	25,201,335	25,201,335	・	369,992
女子	・	17,011,718	・	17,011,718	260,232
坑内員	・	405	405	・	390,449
（再掲）短時間労働者	93,120	904,660	220,521	684,139	151,236
船員	4,013	51,569	51,569	・	435,904
国民年金	・	20,685,984	7,359,728	13,326,256	・
第1号	・	13,523,385	7,154,698	6,368,687	・
任意加入	・	201,406	78,427	122,979	・
第3号	・	6,961,193	126,603	6,834,590	・
合計	・	62,951,011	32,613,037	30,337,974	・

注. 厚生年金保険（第1号）の被保険者のうち、坑内員及び船員は全員男子とみなした。

(2) 給付状況

○ 令和5年11月末の国民年金、厚生年金保険（第1号）及び福祉年金の受給者数（同一の年金種別を除く延人数）は、4,435万人であり、前年同月に比べて、19万人（0.4%）減少している。

表 2 制度別年金受給者数

(単位：人)

	総数	老齢給付		障害年金	遺族給付	
		老齢年金 ・25年以上	通算老齢年金 ・25年未満		遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険（第1号） 計	36,136,343	15,688,189	14,132,348	517,049	5,786,598	12,159
旧共済組合を除く	35,877,966	15,538,204	14,080,182	515,020	5,732,724	11,836
旧法	499,505	147,542	103,747	23,964	212,683	11,569
新法	35,366,213	15,387,716	13,976,067	490,280	5,512,150	・
（再掲）基礎あり	27,828,956	14,589,965	12,839,240	333,091	66,660	・
基礎または定額あり	27,468,793	14,617,524	12,851,269	・	・	・
基礎繰上げあり	2,025,008	651,327	1,373,681	・	・	・
基礎繰上げなし	25,443,785	13,966,197	11,477,588	・	・	・
基礎及び定額なし	1,894,990	770,192	1,124,798	・	・	・
船員保険（旧法）	12,248	2,946	368	776	7,891	267
旧共済組合 計	258,377	149,985	52,166	2,029	53,874	323
旧法	57,101	39,480	1,165	745	15,388	323
新法	201,276	110,505	51,001	1,284	38,486	・
（再掲）基礎あり	159,974	109,769	49,104	1,100	1	・
国民年金 計	36,207,542	33,028,814	928,843	2,165,011	84,874	・
（再掲）基礎のみ共済なし・旧国年	6,794,364	4,744,505	274,281	1,745,685	29,893	・
旧法抛出し制	390,759	209,564	146,614	28,066	6,515	・
新法基礎年金	35,816,783	32,819,250	782,229	2,136,945	78,359	・
（再掲）基礎のみ	7,594,781	5,668,966	129,650	1,766,524	29,641	・
（再掲）基礎のみ共済なし	6,403,605	4,534,941	127,667	1,717,619	23,378	・
福祉年金	2	2	・	・	・	・
合 計	44,354,957	34,017,271	2,172,847	2,347,869	5,804,811	12,159

- 注 1. 厚生年金保険（第1号）の受給者とは、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者をいう。
2. 新法老齢厚生年金（第1号）のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
3. 人数の合計は、厚生年金保険（第1号）と同一の年金種別の基礎年金を併給している者の重複分を控除した数である。
4. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧 J R 共済、旧 N T T 共済、旧 J T 共済又は旧農林共済の受給権が発生していた者をいう。
5. 「基礎あり」は、同一の年金種別の基礎年金の受給権を有する者をいう。
6. 新法基礎年金のうち、老齢基礎年金の受給資格期間を25年以上有するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。
7. 「基礎のみ」は、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給者をいう。
8. 「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給者をいう。
9. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付ではないため、新法分も便宜上旧法抛出し制に計上している。

○ 令和5年11月末の国民年金、厚生年金保険（第1号）及び福祉年金の受給者の年金総額は、50.8兆円であり、前年同月に比べて、0.9兆円（1.8%）増加している。

表3 制度別受給者年金総額

	総 数	老齢給付		障害年金	遺族給付	
		老齢年金 ・25年以上	通算老齢年金 ・25年未満		遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険（第1号） 計	25,775,892	17,207,851	2,535,721	349,258	5,679,631	3,432
旧共済組合を除く	25,498,402	17,003,772	2,524,754	347,457	5,619,063	3,356
旧 法	518,550	225,230	40,132	28,324	221,583	3,281
新 法	24,955,920	16,769,905	2,484,495	317,495	5,384,025	・
（別掲）基礎年金	19,284,159	10,489,286	8,441,621	288,984	64,268	・
船員保険（旧法）	23,931	8,636	127	1,638	13,455	75
旧共済組合 計	277,490	204,079	10,967	1,801	60,568	76
旧 法	99,628	79,987	538	1,023	18,003	76
新 法	177,862	124,092	10,429	778	42,564	・
（別掲）基礎年金	120,407	82,900	36,582	924	1	・
国民年金 計	25,047,201	22,842,258	223,048	1,894,080	87,815	・
（再掲）基礎のみ共済なし・旧国年	4,628,268	3,004,618	63,752	1,532,025	27,873	・
旧法拠出制	164,881	103,005	34,042	24,994	2,841	・
新法基礎年金	24,882,320	22,739,253	189,007	1,869,086	84,974	・
（再掲）基礎のみ	5,356,964	3,745,316	30,245	1,549,366	32,036	・
（再掲）基礎のみ共済なし	4,463,388	2,901,614	29,710	1,507,031	25,033	・
福祉年金	1	1	・	・	・	・
合 計	50,823,093	40,050,110	2,758,769	2,243,337	5,767,445	3,432

注1. 厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額は、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額であり、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額である。

2. 年金総額には一部停止額を含む。

3. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧J R 共済、旧N T T 共済、旧J T 共済又は旧農林共済の受給権が発生していた者の当該年金の年金総額である。

4. 「基礎のみ」は、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給者の年金総額である。

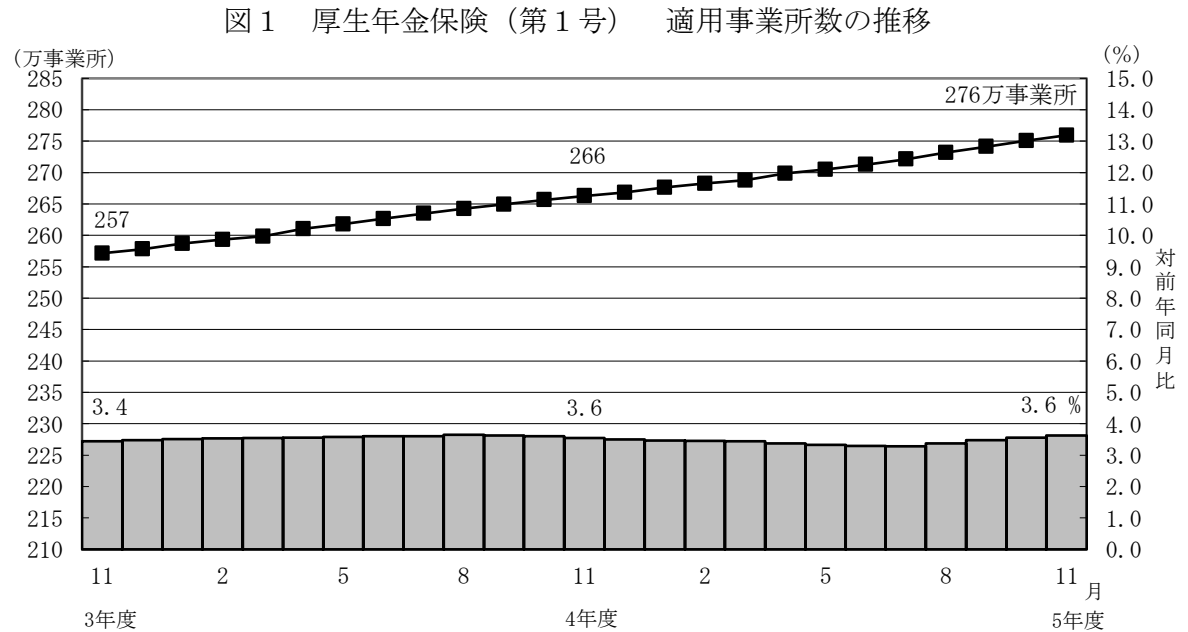
5. 「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給者の年金総額である。

6. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付ではないため、新法分も便宜上旧法拠出制に計上している。

2. 厚生年金保険

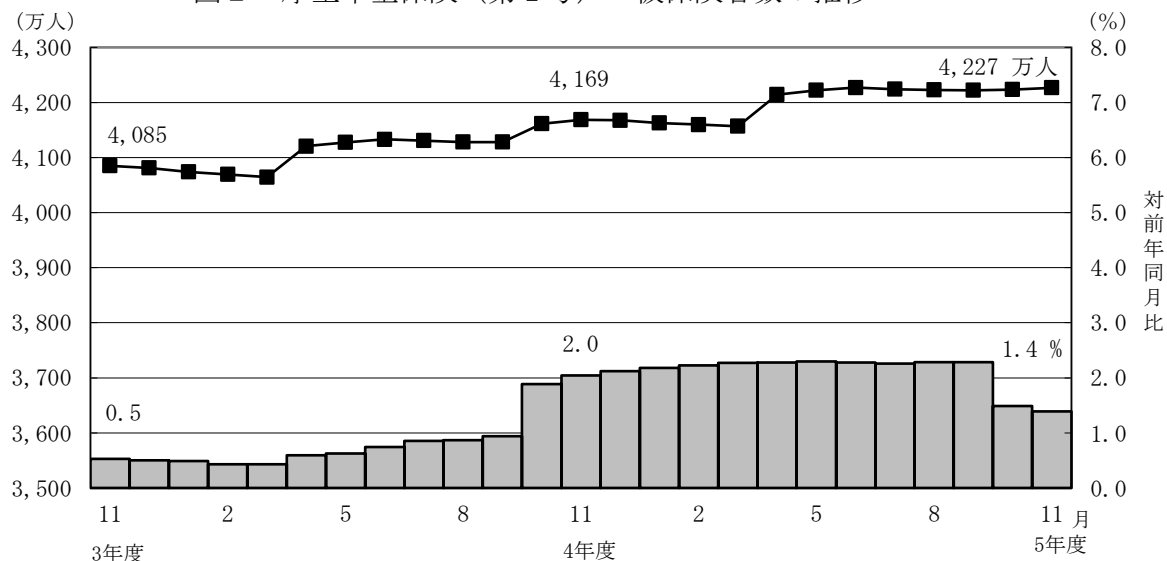
(1) 適用状況

○ 令和5年11月末の厚生年金保険（第1号）の適用事業所数は276万事業所であり、前年同月に比べて10万事業所（3.6%）増加している。



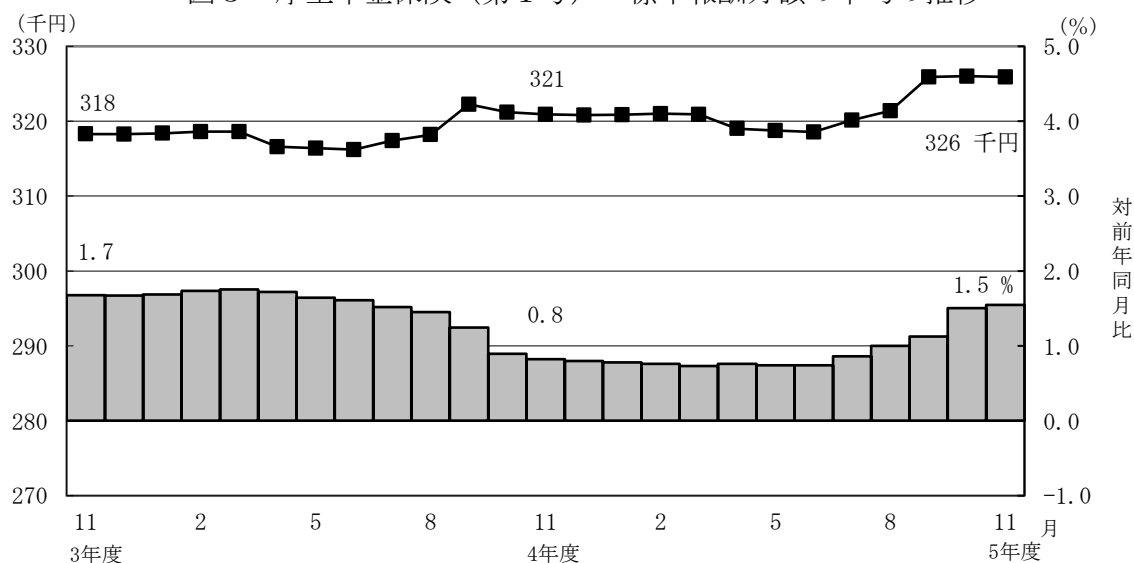
- 厚生年金保険（第1号）の被保険者数は4,227万人となっており、前年同月に比べて58万人（1.4%）増加している。内訳をみると、一般男子が2,520万人（対前年同月比16万人、0.6%増）、女子が1,701万人（対前年同月比42万人、2.6%増）、坑内員が4百人（対前年同月比25人、5.8%減）、船員が5万人（対前年同月比2百人、0.4%増）である。

図2 厚生年金保険（第1号） 被保険者数の推移



- 厚生年金保険（第1号）被保険者の標準報酬月額の前平均は、32万5,894円となっており前年同月に比べて1.5%増加している。内訳をみると、一般男子は36万9,992円（対前年同月比1.5%増）、女子は26万232円（対前年同月比2.1%増）、坑内員は39万449円（対前年同月比4.9%増）、船員が43万5,904円（対前年同月比2.8%増）である。

図3 厚生年金保険（第1号） 標準報酬月額の前平均の推移

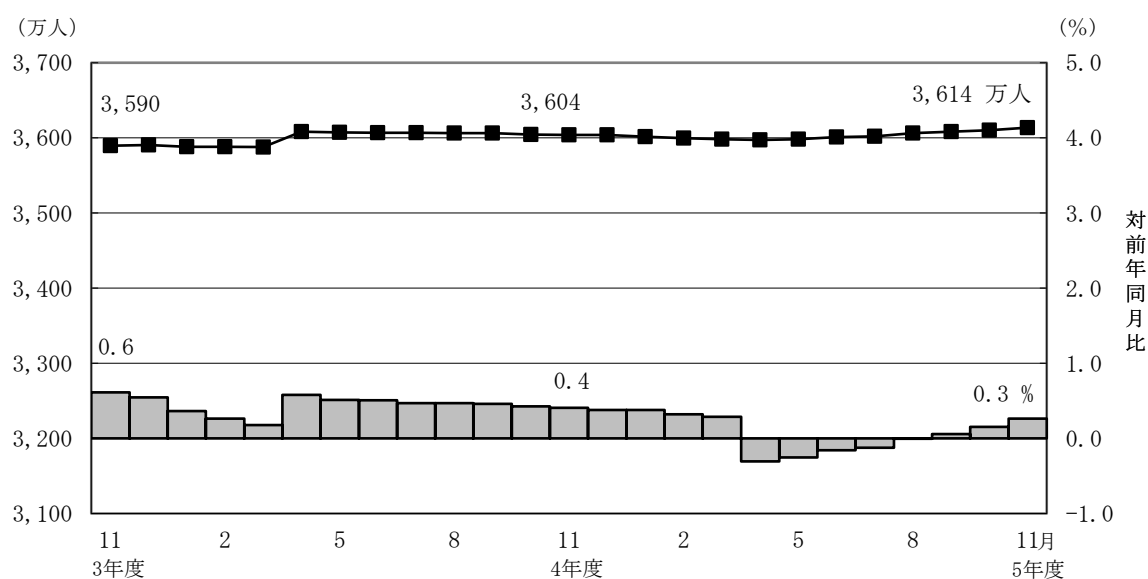


- 厚生年金保険（第1号）被保険者に係る賞与支給事業所数は5万事業所、賞与支給被保険者数は89万人、標準賞与額の前平均は30万1,829円となっている。

（２）給付状況

- 令和5年11月末の厚生年金保険（第1号）受給者数は3,614万人（旧法厚年分50万人、新法厚年分3,537万人、旧法船保分1万人、旧共済分26万人）で、前年同月に比べて9万人（0.3%）増加している。
- 老齢給付の受給者数は2,982万人（旧法厚年分25万人、新法厚年分2,936万人、旧法船保分3千人、旧共済分20万人）で、前年同月に比べて3万人（0.1%）増加している。
- 障害給付の受給者数は52万人（旧法厚年分2万人、新法厚年分49万人、旧法船保分8百人、旧共済分2千人）で、前年同月に比べて2万人（4.0%）増加している。
- 遺族給付の受給者数は580万人（旧法厚年分22万人、新法厚年分551万人、旧法船保分8千人、旧共済分5万人）で、前年同月に比べて4万人（0.7%）増加している。

図4 厚生年金保険（第1号） 受給者数の推移



- 令和5年11月末の厚生年金保険（第1号）の受給者に係る老齢年金の平均年金月額 は、14万7,563円となっている。

○ 令和5年11月末における失業給付との調整に該当する厚生年金保険（第1号）の受給権者数は3万人、高年齢雇用継続給付との併給調整に該当する受給権者数は9万人となっている。

表4 雇用保険の給付と厚生年金保険（第1号）の受給権者に係る老齢厚生年金との調整

	失 業 給 付									
	件数（人）			総停止年金額（千円）			平均停止月額（円）			
	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	
令和 5 年	6 月	27,543	14,762	12,781	14,420,272	12,043,745	2,376,527	43,630	67,988	15,495
	7 月	28,410	14,964	13,446	14,650,514	12,173,572	2,476,941	42,973	67,794	15,351
	8 月	28,533	15,138	13,395	14,864,339	12,394,481	2,469,859	43,413	68,231	15,366
	9 月	28,088	15,169	12,919	15,005,674	12,600,706	2,404,968	44,520	69,224	15,513
	10 月	26,809	14,649	12,160	14,436,797	12,160,110	2,276,687	44,875	69,175	15,602
	11 月	25,454	14,030	11,424	13,969,515	11,794,416	2,175,099	45,735	70,055	15,866

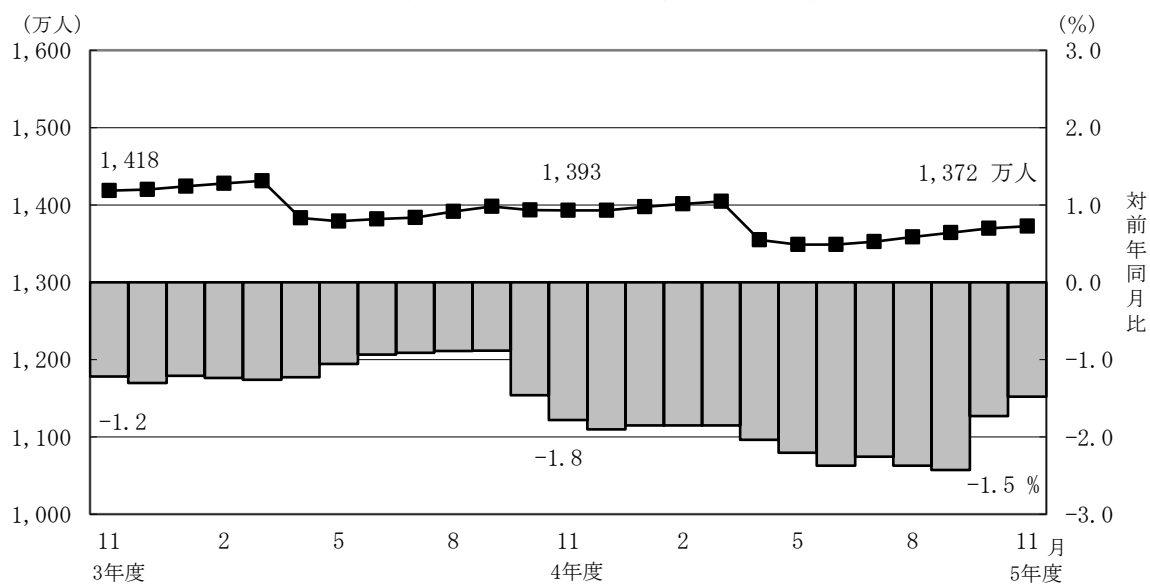
	高 年 齢 雇 用 継 続 給 付									
	件数（人）			高年齢雇用継続給付による停止総額（千円）			平均停止月額（円）			
	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	
令和 5 年	6 月	89,386	84,184	5,202	11,584,782	11,096,206	488,577	10,800	10,984	7,827
	7 月	86,971	81,810	5,161	11,288,181	10,793,634	494,547	10,816	10,995	7,985
	8 月	86,776	81,558	5,218	11,224,843	10,727,917	496,926	10,780	10,961	7,936
	9 月	85,003	80,046	4,957	11,071,166	10,585,256	485,910	10,854	11,020	8,169
	10 月	85,696	80,733	4,963	11,120,388	10,636,517	483,871	10,814	10,979	8,125
	11 月	85,928	80,859	5,069	11,079,234	10,589,056	490,178	10,745	10,913	8,058

3. 国民年金

(1) 適用状況

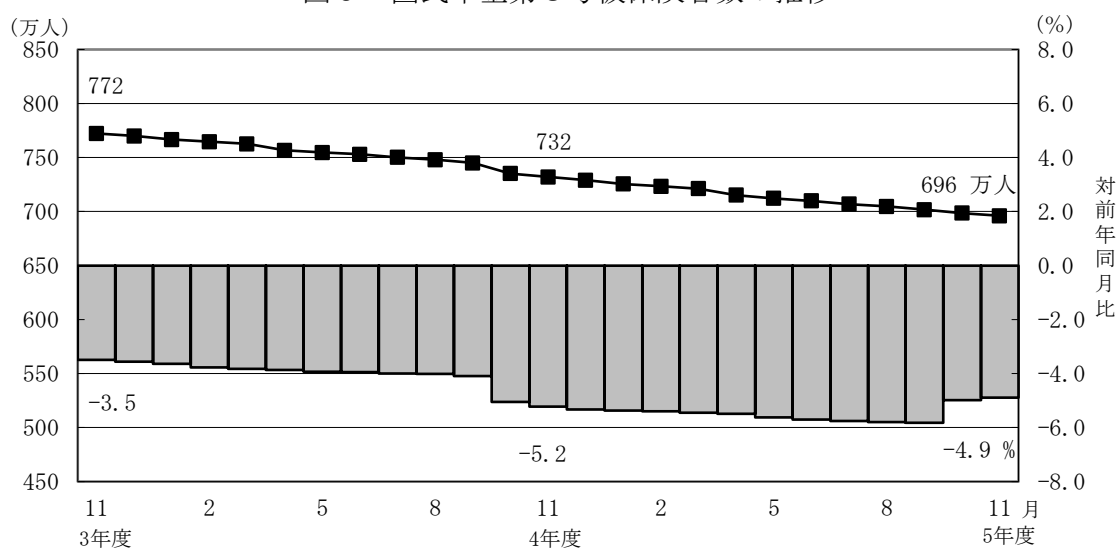
- 令和5年11月末の第1号被保険者数（任意加入被保険者を含む。）は、1,372万人となっており、前年同月に比べて21万人（1.5%）減少している。内訳をみると、男子は723万人（対前年同月比11万人、1.5%減）、女子は649万人（対前年同月比10万人、1.5%減）である。

図5 国民年金第1号被保険者数（任意加入を含む）の推移



- 第3号被保険者数は696万人となっており、前年同月に比べて36万人（4.9%）減少している。内訳をみると、男子は13万人（対前年同月比6千人、4.7%増）、女子は683万人（対前年同月比36万人、5.1%減）となっている。

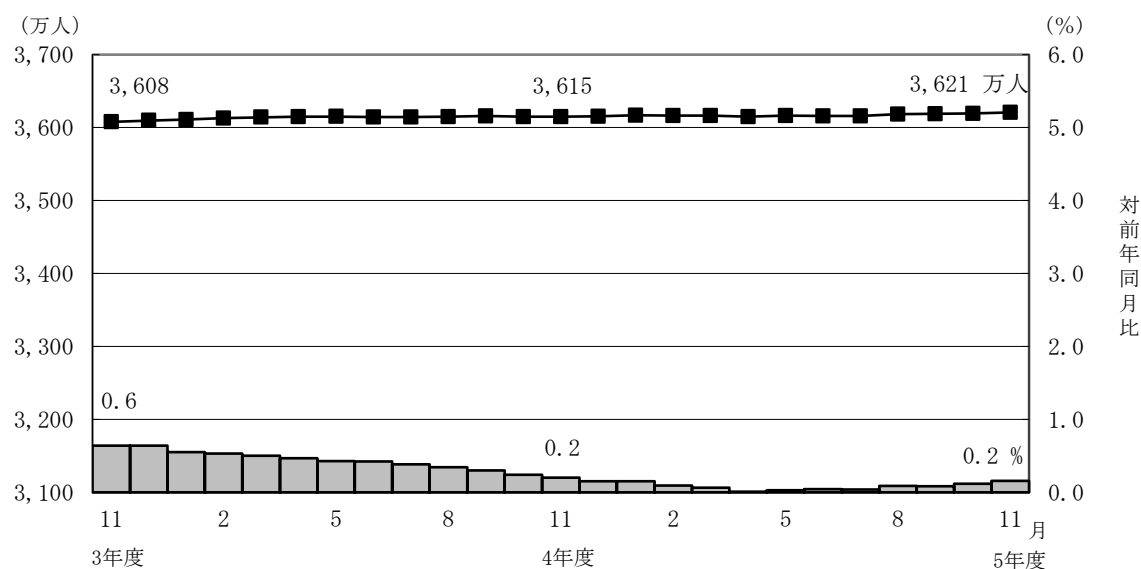
図6 国民年金第3号被保険者数の推移



（２）給付状況

- 令和5年11月末の国民年金受給者数は3,621万人（旧法拠出制39万人、基礎年金3,582万人）で、前年同月に比べて6万人（0.2%）増加している。
- 老齢給付の受給者数は3,396万人（旧法拠出制36万人、基礎年金3,360万人）で、前年同月に比べて8千人（0.0%）増加している。
- 障害給付の受給者数は217万人（旧法拠出制3万人、基礎年金214万人）で、前年同月に比べて5万人（2.3%）増加している。
- 遺族給付の受給者数は8万人（旧法拠出制7千人、基礎年金8万人）で、前年同月に比べて7百人（0.8%）減少している。

図7 国民年金受給者数の推移



- 国民年金の老齢年金・25年以上の受給者の平均年金月額は、令和5年11月末で5万7,632円となっている。
老齢年金・25年以上の新規裁定者（受給者）の平均年金月額は、5万5,336円となっている。
- 旧法老齢年金受給権者及び同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金の老齢給付の受給権者について繰上げ受給の状況を見ると、11月は新規裁定者1万人のうち繰上げ受給権者が6百人となっており、繰上げ受給率は5.3%である。なお、令和4年度新規裁定者の繰上げ受給率は5.7%となっている。